

# 令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

## (目的)

第1条 本事業は、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護サービス事業所等」という。）が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう支援することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下、「県」という。）とする。

## (補助対象、補助額及び対象経費等)

第3条 本事業の補助対象、補助額及び対象経費等の詳細は、別紙（1）に定めるとおりとする。

## (事業内容)

第4条 県は、新型コロナウイルス感染症による介護サービス提供体制に対する影響を最小限にするため、次に掲げる事業を実施する。

### (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた以下①～④に該当する愛媛県内の介護サービス事業所等（松山市が所管する介護サービス事業所等を除く。）において、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供するために令和2年1月15日以降に発生した経費を補助する。

ただし、他の補助金等を受けた経費等は、本事業における補助の対象とはならない。

- ① 県が休業要請を行った通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（複数の職員が濃厚接触者となり、サービスを提供する職員が不足した場合を含む）
- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ④ ①～③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員が、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

県は、以下①、②に該当する愛媛県内の介護サービス事業所等（松山市が所管する介護サービス事業所等を除く。）の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所等において、令和2年1月15日以降に発生した経費を補助する。

ただし、他の補助金等を受けた経費等は、本事業における補助の対象とはならない。

① （1）の①又は②の介護サービス事業所・介護施設等

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

（その他）

第5条 県は、前条に掲げる補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要綱は令和2年6月23日から施行する。